

みずほし
瑞穂市

しょう
障がいがあるかたたちの
しょう ふく

障がいの福祉

てびき

かぞく よ
—ご家族のかたもお読みください—



福祉作業所すみれの家 利用者 画

みず ほ し しょう がい しゃ じ りつ し えん きょう ぎ かい
瑞穂市障害者自立支援協議会

はじめに

このてびきは、
障がいのあるかたに各種の福祉サービスの概要と各担当窓口を紹介し、
日常生活のてびきとしてご活用いただくために作成しました。

このてびきの内容は、
原則として平成30年1月1日時点の内容で作成してあります。
住所・電話番号・ホームページアドレスなどを掲載していますが、
変更（移転）する場合がありますので、ご注意ください。

説明は簡単にしてあります。
これだけで分からないとき、もっと詳しく知りたいときは、
お気軽に各担当窓口におたずねください。

このてびきは、
瑞穂市のホームページでも見ることができます。
<http://www.city.mizuho.lg.jp/5698.htm>



はたら 働きたい🔧

「働きたい」「社会に参加したい」という思いは、
障がいのあるかたもないかたも変わらない思いです。
そうした思いに答えるため、様々なサービスがあります。

❓ 家から近い働く場所を知りたい。

障がいのために企業で働くことが難しいかたは、
知識や技術を高めるために訓練をする福祉的就労があります。
市内には福祉的就労の事業所がいくつかあります。

 **68ページを確認！**

❓ 福祉的就労ってなに？

一般企業で働くことが難しいかたに働く訓練を支援します。
雇用契約により就労継続支援「A型」と「B型」があります。
就職活動や就職後の支援をする「就労移行支援」があります。

 **68ページを確認！**

❓ 障がいがあるけど一般企業で働きたい。

ハローワークで一緒に求人を探してくれたり、
就職先に来て助言をしてくれたりなど、
障がいのために働きづらいかたを助けるサービスがあります。

 **6ページを確認！**

で 出かけたい

障がいのために外に出ることがおっくう、人と会うのが面倒だ……。閉じこもりがちになると社会的に孤立したり、色々な問題が生じます。障がい福祉のサービスを使って、外へ出かけましょう！



遊びに行くとき手助けしてほしい。

ライブに行ったり、おいしいものが食べたいけれど、ひとりでは出かけられないようなとき、ヘルパーさんが付き添って外出支援を行います。



74ページを確認！



通勤や通学の費用を援助してほしい。

お仕事へ行くときの電車代、学校へ行くときのバス代など、交通機関の運賃が割引になるサービスがあります。割引額は鉄道会社、バス会社によって異なります。



27ページを確認！



車を運転したい。

運転免許証をとるためにかかる費用の一部、障がいに合わせ自動車を改造するためにかかる費用の一部を援助するサービスがあります。



52ページを確認！

そう だん 相談したい

心配なことや困ったことがたくさんあるけれども、
誰に相談すればいいのかわからない・・・。
わからないことは専門家に相談しましょう。

とにかく悩みごとを聞いてほしい。

様々な悩みごとについて相談できる窓口があります。
相談員がアドバイスし、必要に応じて関係機関をご紹介します。
相談料は無料で、個人の秘密は固く守られます。

 **3ページを確認！**

障害年金のことについて教えてほしい。

お仕事をするときや日常生活を送るうえで支障のあるかたに、
年金や一時金が支給されます。
詳しくは瑞穂市医療保険課におたずねください。

 **22ページを確認！**

障がい者手帳の手続きを教えてほしい。

手帳により受けられる支援やサービスはたくさんありますが、
3種類の手帳があり、手続方法や必要なものも、
さまざまになります。瑞穂市福祉生活課におたずねください。

 **8ページを確認！**

もくじ

第1章 相談窓口

● 瑞穂市福祉事務所	01
● 岐阜県障がい者総合相談センター	01
● 岐阜県中央子ども相談センター	02
● 特定相談支援事業所	02
● 一般相談支援事業所	03
● ほほえみ相談	03
● こころの相談	04
● 身体障がい者相談	04
● 岐阜保健所	05
● 民生委員・児童委員	05
● 難病生きがいサポートセンター	05
● 重症心身障がい在宅支援センター	06
● 障害者就業・生活支援センター	06
● 岐阜障害者職業センター	06
● 障がい者110番	07
● 岐阜県障害者権利擁護センター	07
● あおぞら会	07

第2章 手帳の交付

● 身体障害者手帳の交付	08
● 療育手帳の交付	09
● 精神障害者保健福祉手帳の交付	10

第3章 医療

● 自立支援医療の概要	13
● 更生医療	14
● 育成医療	15
● 精神通院医療	16

● 重度心身障害者（児）医療費助成	17
● 特定疾病医療費助成	17
● 小児慢性特定疾病医療費助成	18

第4章 手当

● 特別障害者手当	19
● 障害児福祉手当	19
● 特別児童扶養手当	20
● 重度心身障害者福祉金支給	20

第5章 年金・共済

● 障害基礎年金	22
● 特別障害給付金	23
● 心身障害者扶養共済制度	24

第6章 公共料金等の割引

● 瑞穂市コミュニティバスの割引	27
● 路線バス運賃の割引	28
● タクシー運賃の割引	28
● 旅客鉄道運賃の割引	29
● 航空運賃の割引	31
● 旅客船運賃の割引	32
● 有料道路通行料金の割引	32
● 瑞穂市自転車駐車場の割引	33
● 郵便料金の割引	34
● NHK放送受信料の割引	35
● NTT西日本の優遇措置	35
● 携帯電話料金の割引	35

第7章 税金の減免等

● 所得税・市県民税	37
● 自動車税・自動車取得税・軽自動車税	38
● 固定資産税	41
● 事業税	42
● 相続税	42
● 贈与税	43
● 預貯金の利子非課税	43

第8章 暮らし

● 補装具費（購入・修理）の支給	44
● 日常生活用具の給付	45
● 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣	52
● 自動車運転免許取得・改造助成	52
● 介助用自動車購入等助成	53
● タクシー乗車券の発行	53
● 成年後見制度利用支援	54
● 重度身体障害者（児）紙おむつ購入費助成	55
● 日常生活自立支援	55
● 生活福祉資金貸付	56
● 福祉機器等の貸与	56
● 福祉車両の貸与	57
● 駐車禁止除外指定車標章の交付	57
● 補助犬飼育費の助成	59
● 避難行動要支援者制度	59
● 聴覚等に障がいのあるかたの緊急通報	60

第9章 障害福祉サービス

● サービスの概要	61
● サービスの利用方法	63

第10章 訪問系サービス

● 重度訪問介護	66
● 行動援護	66
● 同行援護	66

● 居宅介護（身体介護）	67
● 居宅介護（家事援助）	67
● 居宅介護（通院等介助）	67

第11章 通所系サービス

● 生活介護	68
● 就労継続支援A型	68
● 就労継続支援B型	68
● 就労移行支援	68
● 自立訓練（機能訓練）	69
● 自立訓練（生活訓練）	69

第12章 宿泊系サービス

● 短期入所	70
● 共同生活援助（グループホーム）	70
● 施設入所	70
● 療養介護	70
● 宿泊型自立訓練（生活訓練）	71

第13章 児童系サービス

● 児童発達支援	72
● 放課後等デイサービス	72
● 保育所等訪問支援	72
● 障害児入所支援	73

第14章 地域生活支援事業

● 相談支援	74
● 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣	74
● 日常生活用具の給付	74
● 移動支援	74
● 地域活動支援センター	75
● 日中一時支援	75
● 訪問入浴	75
● 障害者生活訓練場（ふれあいホームみずほ）	75

● 自動車運転免許取得・改造助成	75
● 成年後見制度利用支援	76

第15章 事業所一覧

● 特定相談支援事業所	77
● 一般相談支援事業所	78
● 重度訪問介護	78
● 行動援護	79
● 同行援護	79
● 居宅介護	80
● 生活介護	81
● 就労継続支援A型	81
● 就労継続支援B型	82
● 就労移行支援	82
● 自立訓練（生活訓練）	82
● 短期入所	83
● 共同生活援助（グループホーム）	83
● 療養介護	83
● 宿泊型自立訓練（生活訓練）	84
● 児童発達支援	84
● 放課後等デイサービス	85
● 保育所等訪問支援	85
● 障害児入所支援	86
● 相談支援	86
● 移動支援	87
● 地域活動支援センター	88
● 日中一時支援	89
● 訪問入浴	90

第1章 そうだんまどぐち 相談窓口

障がいのあるかたが自立した生活を営むことができるように、
各種の相談窓口があります。

瑞穂市福祉事務所（瑞穂市福祉生活課）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請受付、各種手当の給付、その他障がいに関する全般的な相談などを行っています。



瑞穂市福祉事務所

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階福祉生活課）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

岐阜県障がい者総合相談センター

岐阜県障がい者総合相談センターには、4つの相談機関があります。

○身体障害者更生相談所 ☎058-231-9715

身体障がい者のかたに対して、医学的・心理学的判定及び相談・指導を行っています。また、身体障害者手帳の交付に係る事務を行っています。

○知的障害者更生相談所 ☎058-231-9723

知的障がいに関する医学的・心理的及び職能判定及び相談・指導を行っています。遠隔地で来所が困難なかたや外出が困難なかたのために、巡回相談も行っています。

○精神保健福祉センター ☎058-231-9724

精神障がい者のかたやそのご家族からのメンタルヘルスに関する相談を行っています。

○発達障害者支援センターのぞみ ☎058-233-5116

発達障がいのあるかたやその家族及び関係機関で働いているかたがたに対して、相談支援等を行っています。



岐阜県障がい者総合相談センター

〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18

☎058-231-9722（代表）

岐阜県中央子ども相談センター

障がい児の問題について、総合的な判定及び必要なアドバイス・指導や施設入所手続きなどを行っています。



岐阜県健康福祉部子ども・女性局中央子ども相談センター

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1（岐阜県福祉農業会館）

☎058-273-1111 FAX058-273-9303

特定相談支援事業所

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

一般相談支援事業所

障害者支援施設等に入所しているかた、または精神科病院に入院しているかたなど、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としているかたに対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。施設からの退所や病院からの退院にあたって支援を必要とするかたに入所、入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのあるかたの地域生活への円滑な移行を目指します。また、退所または退院したかたや地域生活が不安定なかた、ひとりで生活する障がいのあるかたに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じたときに緊急訪問や相談などの「見守り」支援を行うことで、障がいのあるかたの地域生活の継続を支援します。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）
☎058-327-4123 FAX058-327-1566

ほほえみ相談

知的障がいのあるかたと、そのご家族に対して、委託相談支援事業所が出張相談を行います。前日までに予約が必要で、毎回定員2名です。

開催場所	瑞穂市総合センター1階（瑞穂市社会福祉協議会内）相談室1
開催日時	毎月第2水曜日 13:30～15:30
相談員	委託相談支援事業所相談員（知的）



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）
☎058-327-4123 FAX058-327-1566

こころの相談

精神疾患のあるかたと、そのご家族に対して、委託相談支援事業所が出張相談を行います。前日までに予約が必要で、毎回定員2名です。

開催場所	瑞穂市総合センター1階（瑞穂市社会福祉協議会内）相談室1
開催日時	毎月第1木曜日 13:30～15:30
相談員	委託相談支援事業所相談員（精神）



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）
☎058-327-4123 FAX058-327-1566

身体障がい者相談

身体障がいのあるかたと、そのご家族に対して、身体障害者相談員が相談に応じます。先着順で、毎回定員8名です。

開催場所	瑞穂市総合センター1階（瑞穂市社会福祉協議会内）相談室2
開催日時	毎月第3火曜日 13:00～15:00
相談員	身体障害者相談員



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）
☎058-327-4123 FAX058-327-1566

岐阜保健所

精神科医、保健師がこころの健康等に関する相談を行っています。



岐阜保健所

〒504-0838 各務原市那加不動丘1-1（岐阜県健康科学センター）

☎058-380-3004

民生委員・児童委員

各地区に配置され、住民と身近なところで相談及び援助、関係機関とのパイプ役として活動しています。



瑞穂市地域福祉高齢課

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階）

☎058-327-4126

難病生きがいサポートセンター

難病の総合的な相談を受け付けています。また、専門の医師による電話相談、医療福祉相談会を疾患ごとに定期的に行っています。公共職業安定所等の関係機関との連携した就労相談を行っています。



岐阜県難病団体連絡協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1（岐阜県福祉農業会館3階）

☎058-214-8733

重症心身障がい在宅支援センター

家庭で暮らす重症心身障がい者（児）とその家族に対し、相談を行っています。また、交流会等を通じて、家族間のネットワーク形成を行っています。



重症心身障がい在宅支援センター「みらい」

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53（OKBふれあい会館1棟5階）
☎058-275-3234

障害者就業・生活支援センター

就職や職場定着が困難な障がい者のかたに対し、就業生活の自立を図るために就業や日常生活、社会生活への支援を行うとともに、面談・相談等のサービスを提供しています。また、就職を希望されるかたに対し、就職活動の支援、就職後の定着支援も行っています。



岐阜障がい者就業・生活支援センター

〒500-8314 岐阜市鍵屋西町2丁目20番地（多恵第2ビル1階）
☎058-253-1388

岐阜障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのあるかた、障がい者雇用を検討している、あるいは雇用している事業主、障がいのあるかたの就労を支援する関係機関に対して、支援を行い、サービスを提供しています。



岐阜障害者職業センター

〒502-0933 岐阜市日光町6丁目30番地
☎058-231-1222 FAX058-231-1049

障がい者 110番

障がい者の権利擁護に係る相談やその他のさまざまな相談に対応するための相談窓口を設置しています。必要に応じて、弁護士・医師等が相談にあたります。



岐阜県手をつなぐ育成会

〒500-8309 岐阜市都通2-2（岐阜市民福祉活動センター1階）

☎058-253-1881

岐阜県障害者権利擁護センター

家族や施設従業者、使用者から虐待を受けた場合や、虐待を発見した場合は、迷わずにご連絡ください。相談者や通報者の秘密は守られます。



岐阜県障害者権利擁護センター

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1（岐阜県福祉農業会館5階）

☎058-215-0618（24時間365日対応） FAX058-215-0619

あおぞら会

市内の知的障がい者、精神障がい者とその家族が立ち上げた団体です。おしゃべり会という意見交換などで、障がい者、家族の現況や思いと気持ちを参加者同士で共有したり、障がい者同士の交流と親睦を通して、自立と社会参画を促すなどの活動をしています。



あおぞら会事務局（社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会内）

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階）

☎058-327-8610 FAX058-327-5323

第2章 てちょう こうふ 手帳の交付

障がい者手帳は、障がいのあるかたに交付する手帳で、
公的な福祉サービスを受ける際などに必要となる「証明書」です。

身体障害者手帳の交付

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがあるかたに、身体障害者福祉法に基づき交付されるものです。

対 象 者	負傷、病気、先天性の疾病などにより、身体に一定の障がいのあるかた。
障 害 等 級	障がいの程度は、1級（重度）から6級（軽度）までに区分されます。

手帳の交付を受けるには、次の表の書類を添えて、瑞穂市福祉生活課へ申請してください。

各 種 手 続 き	手 続 き に 必 要 な も の					
	印 鑑	写 真	診断書	手 帳	マイ ナンバー	本 人 確 認
新たに手帳を取得したいとき	☐	☐	☐		☐	☐
手帳を紛失したとき	☐	☐			☐	☐
手帳を破損したとき	☐	☐		☐	☐	☐

各 種 手 続 き	手 続 き に 必 要 な も の					
	印 鑑	写 真	診断書	手 帳	マイ ナンバー	本 人 認
障がいの程度が変更したとき	○	○	○	○	○	○
住所、氏名が変わったとき	○			○	○	○
本人が亡くなったとき	○			○	○	

※写真は、縦4 cm×横3 cm（スナップ写真可、白黒・カラーいずれも可）のものが1枚必要となります。1年以内に撮影されたもので、脱帽・上半身で顔が明確にわかるものに限りします。

※診断書は、指定医師が作成したものが必要となります。指定医師については、病院または瑞穂市福祉生活課でご確認ください。

※市外へ転出する場合は、転出先の市区町村の福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。

※代理のかたが申請する場合は、委任状、代理のかたの本人確認書類（免許証など）が必要です。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

療育手帳の交付

知的障がいのあるかたに対して一貫した指導、相談を行うために交付されるものです。

対 象 者	児童相談所（岐阜県中央子ども相談センター）または知的障害者更生相談所で知的障がいと判定されたかた。
障 害 等 級	障がいの程度は、A（最重度・重度）、B（中・軽度）に区分されます。

手帳の交付を受けるには、次の表の書類を添えて、瑞穂市福祉生活課へ申請してください。

各 種 手 続 き	手 続 き に 必 要 な も の		
	印 鑑	写 真	手 帳
新たに手帳を取得したいとき	○	○	
手帳を紛失したとき	○	○	
手帳を破損したとき	○	○	○
障がいの程度が変更したとき	○	○	○
住所、氏名が変わったとき	○		○
本人が亡くなったとき	○		○

※写真は、縦4 cm×横3 cm（スナップ写真可、白黒・カラーいずれも可）のものが1枚必要となります。1年以内に撮影されたもので、脱帽・上半身で顔が明確にわかるものに限りです。

※市外へ転出する場合は、転出先の市区町村の福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。

※児童相談所（岐阜県中央子ども相談センター）・知的障害者更生相談所へ行き、判定を受けていただく必要があります。

※身体障害者手帳をお持ちのかたは、身体障害者手帳をお持ちください。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

精神障害者保健福祉手帳の交付

統合失調症、そううつ病、非定型精神疾患、てんかん、中毒性神経疾患、その他の精神疾患（知的障がいを除く）等、精神に一定の障がいのあるかたに対して、精神保健および精神障害福祉に関する法律に基づき交付されるものです。

対 象 者	精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約のあるかた。
障 害 等 級	障がいの程度は、１級（重度）から３級（軽度）までに区分されます。

手帳の交付を受けるには、次の表の書類を添えて、瑞穂市福祉生活課へ申請してください。

各 種 手 続 き	手 続 き に 必 要 な も の					
	印 鑑	写 真	診断書	手 帳	マイ ナンバー	本 人 確 認
新たに手帳を取得したいとき	○	△	○		○	○
手帳を紛失したとき	○	△			○	○
手帳を破損したとき	○	△		○	○	○
障がいの程度が変更したとき	○	△	○	○	○	○
住所、氏名が変わったとき	○			○	○	○
本人が亡くなったとき	○			○	○	

※写真は、縦４cm×横３cm（スナップ写真可、白黒・カラーいずれも可）のものが１枚必要となります。１年以内に撮影されたもので、脱帽・上半身で顔が明確にわかるものに限りです。写真は必須ではありませんが、受けられるサービスに差異が生じることがあります。

※診断書等について・・・添付書類は下記のいずれかが必要です。

- ・医師の診断書（初診日から６か月経過した日以降のもの、かつ診断日から３か月以内のものに限りです。）
- ・精神障がいを支給事由とする障害年金の証書・振込通知書等（写し）
- ・精神障がいを支給事由とする特別給付金の資格者証（写し）

※市外へ転出する場合は、転出先の市区町村の福祉担当課へ居住地変更の届出をしてください。

※手帳の有効期限は２年ですので、更新申請が必要です。また、自立支援医療（精神通院医療）と日付を併せた場合（同時申請）は、精神障害者保健福祉手帳の診断書があれば、自立支援医療（精神通院医療）の診断書は必要ありません。

※代理のかたが申請する場合は、委任状、代理のかたの本人確認書類（免許証など）が必要です。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

第3章 いりょう 医療

障がいのあるかたが必要とする医療を容易に受けられるように、医療費の一部を助成する制度があります。

自立支援医療の概要

障がいによる医療費の負担を軽減するためのもので、更生医療、育成医療、精神障害者通院医療の3つの制度があります。原則、治療費の1割が自己負担ですが、世帯の所得状況や継続的に相当額の医療費負担が生じるかたには、1か月あたりの負担上限額が設定されます。

所得区分		更生医療 精神痛医院医療	育成医療	左記の内 重度かつ継続のもの
一定所得以下	生活保護世帯	0円	0円	0円
	市民税非課税世帯1 収入が80万円以下	2,500円	2,500円	2,500円
	市民税非課税世帯2 収入が80万円超	5,000円	5,000円	5,000円
中間所得層	市民税（所得割） 収入が3万3千円未満	医療保険の自己負担額	5,000円	5,000円
	市民税（所得割） 収入が2万3千5百円未満		10,000円	10,000円
一定所得以上	市民税（所得割） 収入が2万3千5百円以上	公費対象外		20,000円

※住宅借入金等特別控除は適用しない税額で判断します。

※自己負担額を算定するための世帯の範囲は、同じ医療保険に加入しているかたです。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

更生医療

身体障がい者の日常生活を容易にし、職業能力を向上させるため、その障がいを除去または軽減に必要な医療に要する医療費の一部を公費により負担する制度です。ただし、指定医療機関での治療に限られます。

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上のかたで、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められ、手術等により確実な治療効果が期待できるかた。
内 容	1 診察、薬剤、手術、入院などの保険診療分が給付対象 2 入院時の食事療養費（標準負担額）、保険診療外の差額ベッド代・病衣代等は自己負担 3 治療費の1割が自己負担（世帯の所得に応じて1か月あたりの負担上限額が設定され、自己負担額が軽減される場合があります。）

更生医療の対象となる障がいと主な医療は次の通りです。

障 害 区 分		主 な 医 療
視覚障がい		水晶体摘出手術、網膜剥離手術、虹彩切除術角膜移植など
聴覚平衡機能障がい		形成術など
音声・言語・そしゃく機能障がい		形成術、歯科矯正術など
肢体不自由		関節形成術、人工関節置換術、義肢装着のための切断形成術など
内部障がい	心臓	人工弁置換術、ペースメーカー埋込術など
	腎臓	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法を含む）など
	小腸	中心静脈栄養法など

障 害 区 分		主 な 医 療
内部障がい	肝臓	肝移植術（抗免疫療法を含む）
	免疫	抗 HIV 療法、免疫調節療法、その他の HIV 感染症に対する治療など



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

育成医療

身体に障がいのある児童、または現存する疾患をそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、手術等の治療により、その障がいの除去・軽減が見込まれる場合、その治療に要する医療費の一部を公費により負担する制度です。ただし、指定医療機関での治療に限られます。

対 象 者	身体に障がいを有する18歳未満の児童で、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められ、手術等の治療によりその障がいの改善が見込めるかた。
内 容	1 診察、薬剤、手術、入院などの保険診療分が給付対象 2 入院時の食事療養費（標準負担額）、保険診療外の差額ベッド代、病衣代等は自己負担 3 治療費の1割が自己負担（世帯の所得に応じて1か月あたりの負担上限額が設定され、自己負担額が軽減される場合があります。）

育成医療の対象となる障がいと主な医療は次の通りです。

障 害 区 分	主 な 医 療
視覚障がい	白内障、先天性緑内障、斜視⇒手術等
聴覚平衡機能障がい	先天性耳奇形⇒形成術、高度難聴⇒人工内耳埋込術
音声・言語・そしゃく機能障がい	□蓋裂等⇒形成術 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障がいを伴うかたであって、 鼻咽喉閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要なかた⇒歯科矯正

障 害 区 分		主 な 医 療
肢体不自由		先天性股関節脱臼、脊椎測湾症、くる病（骨軟化症）等に対する関節形成術、および義肢装着のための切断形成術など
内部障がい	心臓	ペースメーカー埋込術、心臓移植後の抗免疫療法
	腎臓	腎機能障がい⇒人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法を含む）
	小腸	小腸機能障がい⇒中心静脈栄養法
	肝臓	肝移植、肝移植後の抗免疫療法
	免疫	抗 HIV 療法、免疫調節療法、その他の HIV 感染症に対する治療
	その他の先天性内部障がい	先天性食堂閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣（睪丸）等⇒尿道形成、人工肛門の増設などの外科手術



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

精神通院医療

精神障がいの早期治療を図るため通院して治療を受ける場合、その治療に要する医療費の一部を公費により負担する制度です。ただし、指定医療機関での治療に限られます。

対 象 者	精神疾患（認知症、てんかんなども含む）の治療のため通院しているかた。
内 容	1 診察、薬剤などの保険診療分が給付対象 2 治療費の1割が自己負担（世帯の所得に応じて1か月あたりの負担上限額が設定され、自己負担額が軽減される場合があります。）

※入院による治療や、精神疾患以外の治療は対象外です。入院の場合は高額療養費「限度額適用認定証」や、入院時食事療養費「標準負担額減額認定証」などもありますので、病院の医療相談員などに相談してください。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

重度心身障害者（児）医療費助成

重度心身障がい者（児）にかかる医療費の自己負担額を助成します。なお、自立支援医療（更生医療・育成医療）など、他の制度による公費助成が受けられる場合は、重度心身障害者（児）医療費助成以外の制度が優先となります。

対 象 者	・ 身体障害者手帳1～3級をお持ちのかた ・ 療育手帳A1・A2・B1をお持ちのかた ・ 精神障害者保健福祉手帳1,2級をお持ちのかた ・ 戦傷病者手帳所持者で特別項症～第4項症までに該当し身体障害者手帳4級をお持ちのかた
内 容	1 診察、薬剤、手術、入院などの保険診療分が給付対象 2 入院時の食事療養費（標準負担額）、保険診療外の差額ベッド代、病衣代等は自己負担 ※ ただし、所得制限により助成を受けられない場合があります。



瑞穂市医療保険課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4159 FAX058-327-4556

特定疾患医療費助成

原因が不明で治療方法が確定していない特定の疾患にかかり、県の特定疾患対策協議会において審査され国の定めた認定基準を満たしているとして認定された場合に、医療費の一部を助成します。

対 象 疾 患	ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症などが対象となります。詳細な対象疾患については、岐阜保健所（下記）へご確認ください。
内 容	保険給付の対象となった医療費の自己負担分を公費で助成します。（患者の生計を主として維持するかたの所得に応じて決まる自己負担額までは自己負担となります。）通院の場合は、「自立支援医療（精神通院医療）」があります。

※詳しい内容につきましては、病院の医療相談員などにご相談ください。



岐阜保健所

〒504-0838 各務原市那加不動丘1丁目1（岐阜県健康科学センター内）

☎058-380-3004 FAX058-371-1233

小児慢性特定疾病医療費助成

小児性特定疾患により、長期にわたり治療を要する18歳未満の児童（認定後は20歳未満まで延長可能）が、県知事が委託した医療機関で治療を受けている場合に、医療費の一部を支給します。

対 象 疾 患	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など14疾病群（704疾病）が対象となります。詳細な対象疾患については、岐阜保健所（下記）へご確認ください。
内 容	保険給付の対象となった医療費の自己負担分を公費で助成します。（患者の生計を主として維持するかたの所得に応じて決まる自己負担額までは自己負担となります。）

14 疾 病 群

1	悪性新生物	6	膠原病	11	神経・筋疾患
2	慢性腎疾患	7	糖尿病	12	慢性消化器疾患
3	慢性呼吸器疾患	8	先天性代謝異常	13	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
4	慢性心疾患	9	血液疾患	14	皮膚疾患
5	内分泌疾患	10	免疫疾患		



岐阜保健所

〒504-0838 各務原市那加不動丘1丁目1（岐阜県健康科学センター内）

☎058-380-3004 FAX058-371-1233

第4章 てあて 手当

障がいのあるかたとそのご家族の生活を援助するため、
手当を支給する制度があります。

特別障害者手当

20歳以上の在宅のかたで、精神または身体に著しく障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度（おおむね療育手帳A1及びA2の一部、身体障害者手帳1級及び2級の一部の重複障がい）のかたに支給されます。手当を受給するには、申請が必要です。

手 当 額	26,810円（平成29年度月額） ※消費者物価指数の変動に合わせて毎年度自動的に見直されます。
支 給 月	年4回（5月・8月・11月・2月）
注 意	・ 所得制限があります。 ・ 施設入所者は受給できません。 ・ 病院に3か月を超えて入院しているかたは、受給できません。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）
☎058-327-4123 FAX058-327-1566

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の児童で、精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度（おおむね療育手帳A1及びA2の一部、身体障害者手帳1級及び2級の一部）の児童に支給されます。手当を受給するには、申請が必要です。

手 当 額	14,580円（平成29年度月額） ※消費者物価指数の変動に合わせて毎年度自動的に見直されます。
支 給 月	年4回（5月・8月・11月・2月）
注 意	・ 所得制限があります。 ・ 施設入所者は受給できません。 ・ 障害年金を受給しているかたは受給できません。（特別児童扶養手当は併給可能です。）



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）
☎058-327-4123 FAX058-327-1566

特別児童扶養手当

20歳未満の障がい児を扶養している父・母などに支給されます。手当を受給するには申請が必要です。

手 当 額	51,450円（平成29年度月額） ※消費者物価指数の変動に合わせて毎年度自動的に見直されます。	精神または身体に重度から中度の障がいがあるため、日常生活に著しく制限を受ける程度。 ※おおむね療育手帳A1、A2およびB1、身体障害者手帳1級～3級
	34,270円（平成29年度月額） ※消費者物価指数の変動に合わせて毎年度自動的に見直されます。	
支 給 月	年3回（4月・8月・12月）	



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）
☎058-327-4123 FAX058-327-1566

重度心身障害者福祉金支給

公的年金を受給していない精神、または身体に重度の障がいをもつ児童を対象として、重度心身障害児福祉金が支給されます。受給するには申請が必要です。

該 当 者	20歳未満であって、日常生活に著しい制限を受ける程度の障がいの状態（身体障害者手帳1級及び2級、療育手帳A1、A2）のかた
支 給 額	36,000円（平成29年度年額）



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

第5章

ねんきん きょうさい

年金・共済

障がいによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金や共済があります。

障害基礎年金

国民年金に加入している間、もしくは60歳から65歳未満の老齢基礎年金待機期間に初診日（病気やケガで初めて医師の診察を受けた日）のある病気やケガで一定の障がいの状態になったときに受けられます。ただし、保険料の納付要件により請求することができない場合もあります。

- 初診日が、国民年金の被保険者期間にあるか、65歳未満（国民年金任意加入中のかたにあっては、65歳以降の初診日も可）にあること。ただし、老齢基礎年金を繰り上げ受給しているかたは原則対象になりません。
- 障害認定日（原則として初診日から1年6か月を経過した日）に、障がいの程度が国民年金法施行令に定める1級または2級の状態にあること。ただし、20歳前の初診日にかかる障がいについては前段の要件に該当しなくても20歳以降に一定の障がいの状態にあれば支給します。
- 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2／3以上あること。ただし、平成38年3月末までに初診日がある場合は、前段の要件を満たさなくても、特例として初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納がないこと。なお、いずれも初診日の前日までに納付していることが必要です。

該 当 者	支 給 額
日常生活において、他人の介助を必要とする程度のもの（１級）	974,125円（平成29年度年額）
日常生活において、著しい制限を受ける程度のもの（２級）	779,300円（平成29年度年額）

支 給 月	年6回（4月・6月・8月・10月・12月・2月）
-------	--------------------------

※支給額は、消費者物価指数の変動に合わせて毎年度自動的に見直されます。

受給者と同一生計の児童（18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童および20歳未満で1級または2級の障害等級にある児童）がいる場合は、児童の人数に応じて次の額が加算されます。

該 当 者	加 算 額
1人目および2人目の児童の場合	1人につき224,300円（平成29年度年額）
3人目以降の児童の場合	1人につき74,800円（平成29年度年額）

※厚生年金または共済年金に加入している間に初診日のある病気やケガで一定の障がいの状態になったときには、障害厚生年金・障害共済年金が受けられます。詳しくは下記へお問い合わせください。



瑞穂市医療保険課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）
 ☎058-327-4159 FAX058-327-4556

特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に、未加入だったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がいのあるかたが受けられます。対象となるかたは、昭和61年3月以前の被用者の配偶者だったかたや平成3年3月以前に学生だったかたで、この時期に初診日があり、現在その傷病で障がいの程度が国民年金法施行令に定める1・2級の障がいのあるかたです。

該 当 者	支 給 額
日常生活において、他人の介助を必要とする程度のもの（１級）	６１６,８００円（平成２９年度年額）
日常生活において、著しい制限を受ける程度のもの（２級）	４９３,４４０円（平成２９年度年額）

支 給 月	年６回（４月・６月・８月・１０月・１２月・２月）
-------	--------------------------

※所得が一定以上あるときには、支給額が全額または半額に減額される場合があります。

※老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給されている場合は、その受給相当額は支給されません。なお、受給相当額が特別障害給付金を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。

※福祉手当を受給されているかたは、特別障害給付金が支給される額と手当の受給資格が喪失となります。



瑞穂市医療保険課

〒５０１－０２９３ 瑞穂市別府１２８８番地（市役所穂積庁舎２階）

☎０５８－３２７－４１５９ FAX０５８－３２７－４５５６

心身障害者扶養共済制度

年齢が６５歳未満で県内に住所がある保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのあるかたに終身一定額の年金を支給する制度です。

保 護 者 の ４ 月 １ 日 現 在 の 年 齢	月 額
３５歳未満	９,３００円
３５歳以上４０歳未満	１１,４００円
４０歳以上４５歳未満	１４,３００円
４５歳以上５０歳未満	１７,３００円

保 護 者 の 4 月 1 日 現 在 の 年 齢	月 額
5 0 歳以上 5 5 歳未満	1 8,8 0 0 円
5 5 歳以上 6 0 歳未満	2 0,7 0 0 円
6 0 歳以上 6 5 歳未満	2 3,3 0 0 円

障がい者を扶養している保護者で、4月1日現在の年齢が65歳未満であるかた、加入時に特別の疾病や障がいがないかたが加入できます。障がい者1人につき2口まで加入できます。4月1日時点で65歳に達していて、かつ20年以上継続して加入したかたは、その後初めて迎える加入月までの掛け金を支払うと、その後の掛け金が免除されます。

区 分	減 額 率
生活保護世帯に属するかた	全額免除
市民税非課税世帯に属するかた	7割減免
市民税均等割のみ課税世帯に属するかた	5割減免
災害、疾病、失職等のため生計の維持が困難となったかた	5割減免
2人以上の障がい者に対して加入しているかた	5割減免

加入者が死亡または重度障がいの状態になったときに、次の額が支給されます。

掛 け 金	月 額
1 口	2 0,0 0 0 円（月額）
2 口	4 0,0 0 0 円（月額）

加入者の生存中に障がい者が死亡したときに、1口につき次の弔慰金が支給されます。

加 入 期 間	平成19年度以前に 加入されたかた		平成20年度以降に 加入されたかた
	平成19年度以前に 亡くなられた場合	平成20年度以降に 亡くなられた場合	
1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

加入期間5年以上の加入者が脱退したときに、1口につき次の脱退一時金が支給されます。

加 入 期 間	平成19年度以前に 加入されたかた		平成20年度以降に 加入されたかた
	平成19年度以前に 脱退された場合	平成20年度以降に 脱退された場合	
1年以上5年未満	30,000円	45,000円	75,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円



岐阜県健康福祉部障害福祉課

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1-1（岐阜県庁10階）

☎058-272-8309

第6章

こうきょうりょうきんとう わりびき 公共料金等の割引

障がいのあるかたの生活の手助けとなるように、
公共料金などの割引があります。

瑞穂市コミュニティバス「みずほバス」の割引

障がい者手帳等を提示していただくと、運賃の割引があります。

対 象 者	割 引 率 (普 通 乗 車 券)
障がい者手帳等をお持ちのかた	本人 50%

※幼児は保護者の方が同伴される場合は、無料になることがあります。



瑞穂市総務課（平成30年3月31日まで）

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）
☎058-327-4111 FAX058-327-7414



瑞穂市総合政策課（平成30年4月1日から）

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地

路線バス運賃の割引

岐阜県内の路線バス運賃が割引されます。運賃支払時に障がい者手帳の写真が貼付された項を開いて提示してください。岐阜バスについては次のとおりです。

対 象 者	割 引 率 (普 通 乗 車 券)
障がい者手帳等をお持ちのかた	本人及び介護者 50% ※バス事業者によって割引率が異なる場合があります。



岐阜バスターミナル

☎058-266-8822



岐阜県バス協会

〒501-6133 岐阜市日置江2648-2（岐阜県自動車会館5階）

☎058-279-3700 FAX058-279-3709

タクシー運賃の割引

岐阜県内のハイヤー・タクシーを利用する場合に、運賃が割引されます。運賃料金を精算する際、ハイヤー・タクシーの乗務員に身体障害者手帳等を提示してください。

対 象 者	割 引 の 対 象 区 間	割 引 率
身体障害者手帳をお持ちのかた 療育手帳をお持ちのかた	身体障がい者または知的障がい者自身が 乗車した区間	10% タクシー会社により割引率が 異なる場合があります



岐阜県タクシー協会

〒501-6133 岐阜市日置江2648-2（岐阜県自動車会館5階）

☎058-279-3728 FAX058-279-3677

旅客鉄道運賃の割引

各旅客鉄道会社の鉄道を利用する場合に、各駅の乗車券発行窓口にて身体障害者手帳等を提示して乗車券を購入すると、運賃が割引されます。詳しくは各旅客鉄道会社にお問い合わせください。

J R 東海については、次のとおりです。

対 象 者	乗 車 券 種 類	利 用 形 態	割引となるかた	割 引 率
身体障害者手帳、療育手帳 の第 1 種	普通乗車券	単独で片道 100 km を 超えて利用	本人	50%
		介護者と共に利用 (距離制限なし)	本人、介護者	
	定期乗車券	介護者と共に利用	本人、介護者 (※)	
	普通回数乗車券	介護者と共に利用	本人、介護者	
	普通急行券	介護者と共に利用	本人、介護者	
身体障害者手帳、療育手帳 の第 2 種	普通乗車券	単独で片道 100 km を 超えて利用	本人	
	定期乗車券	12 歳未満の小児が介護 者と共に利用	本人、介護者 (※)	

※小学校の小児定期乗車券は割引されません。介護者は、通勤定期乗車券に限ります。



J R 東海テレフォンセンター (年中無休)

☎ 050-3772-3910 (受付時間 6:00~24:00)

樽見鉄道については、次のとおりです。

対 象 者		乗 車 券 種 類	利 用 形 態	割引となるかた
身体障害者手帳をお持ちのかた	第 1 種、2 種 身体障がい者	普通乗車券 回数乗車券	本人	50%
	第 1 種 身体障がい者と 介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 小児定期乗車券を除く	本人、介護者	
	12歳未満の第2種 身体障がい者と 介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券 小児定期乗車券を除く	本人、介護者	
療育手帳をお持ちのかた	第 1 種、2 種 知的障がい者	普通乗車券 回数乗車券	本人	
	第 1 種 知的障がい者と 介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	本人、介護者	
	12歳未満の第2種 知的障がい者と 介護者	小児定期乗車券を 除きます		

※身体障害者手帳及び療育手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に1種又は2種の記載のあるもの）を提示してください。

※割引の対象となる介護者は1名です。



樽見鉄道株式会社

〒501-1205 本巣市曾井中島680-11
☎0581-34-8039



各旅客鉄道会社

航空運賃の割引

国内各航空会社の定期航空路線の国内線を利用する場合に、運賃が割引されます。航空券販売窓口には身体障害者手帳等を提示して航空券を購入します。なお、障がいの状況によっては安全を確保するため、あらかじめ「航空機への搭乗に支障ない」旨の医師の診断書が必要な場合がありますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

対 象 者	利 用 形 態	割 引 と な る か た	割 引 率
身体障害者手帳、療育手帳の 第1種	単独で利用	本人	割引率は、路線等により異なりますので、利用される航空会社にお問い合わせください。
	介護者と共に利用	本人、介護者1人	
身体障害者手帳、療育手帳の 第2種	単独で利用	本人	
	介護者と共に利用	本人	

※12歳未満のかたには割引されません。

※知的障がい者については、障がいの程度により単独搭乗が出来ない場合があります。



ANA おからだの不自由な方の相談デスク（年中無休）

☎0120-029-377（受付時間9：00～17：00）



JAL プライオリティ・ゲストセンター（年中無休）

☎0120-747-707（受付時間9：00～17：00）



各航空会社

旅客船運賃の割引

国内の各旅客航路を利用する場合には、旅客運賃が割引されます。（燃料油価格変動調整金を除く。）ただし、船舶運行会社によって、割引の内容が異なる場合があります。乗船券発売窓口で障がい者手帳等を提示してください。（窓口にて備え付けてある「障害者乗船運賃割引申込書」などに所定の事項を記入して乗船券を購入していただく場合もあります。）

※車両の運転手は対象外になる場合があります。

※旅客運賃にのみ適用されます。車両運賃は割引の対象となりません。



各船舶運行会社

有料道路通行料金の割引

事前の登録手続きを行うことにより、通行料金が割引されます。

	障がい者本人が運転	障がい者以外のかたが運転し 障がい者本人が同乗する
対象者	身体障害者手帳	重度の身体障がい者（第1種） 重度の知的障がい者（療育手帳A）
割引の対象となる自動車	本人または本人の親族等の所有する 乗用自動車、貨物自動車等	本人または本人の親族等もしくは 本人を継続して日常的に介護しているかたが 所有する乗用自動車、貨物自動車等
割引率	50%	
利用方法	料金所で係員に料金を支払う場合は、料金所で手帳を提示し、料金を支払ってください。 ETCを利用する場合は、事前に障がい者割引の登録をしたETCカードを使用して、 ETCレーンを通過するだけで割引が受けられます。 ※登録された自動車以外では、割引の対象となりません。	

割引登録をすると、手帳に車両番号、割引有効期限等を記載します。割引有効期限が過ぎる前に更新手続きが必要です。（更新手続きは2ヶ月前から可能です。）また、割引登録できる自動車は、障がい者1人につき1台です。割引登録には次のものがが必要です。

E T C を 利 用 し な い	①身体障害者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）
E T C を 利 用 す る	上記①～③ ④E T Cカード（障がい者本人名義のもの） ⑤E T C車載器の管理番号が確認できるもの （E T C車載器セットアップ申込書・証明書等）



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

瑞穂市自転車駐車場の割引

障がい者手帳をお持ちのかたは、定期利用料金の割引が受けられます。

名 称	対 象 者	割 引
第1自転車駐車場 （瑞穂市別府362番地1）	身体障害者手帳をお持ちのかた 療育手帳をお持ちのかた 精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた	50%
第2自転車駐車場 （瑞穂市別府933番地1）		
第3自転車駐車場 （瑞穂市別府345番地10）		
第4自転車駐車場 （瑞穂市別府345番地15）		
第5自転車駐車場 （瑞穂市別府928番地1）		

注1：定期券の申込みは、各自転車駐車場へ直接連絡してください。

注2：減免を受ける場合は、減免申請書及び減免対象者を証明する書面又は手帳の提示が必要です。



瑞穂市都市管理課

〒501-0392 瑞穂市宮田300番地2（市役所南庁舎）

☎058-327-2102 FAX058-327-2109

郵便料金の割引

点字郵便物等について、無料または割引制度があります。

対 象 郵 便 物	料 金
①第四種郵便物（点字郵便物、特定録音物等郵便物） ②開封とした盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物 （郵便事業会社が指定した施設から差し出し、 またはこれらの施設にあてて差し出されたものに限る。）	無料（重量3kgまで）
①第三種郵便物（第三種郵便物として認可を受けたもの） ②心身障がい者団体が発行する開封とした定期刊行物で、 発行人から差し出されるもの （毎月3回以上発行する新聞紙。それら以外のもの）	心身障がい者用低料第三種郵便物料金扱い
一定の図書館と重度障がい者（身体・知的）との間で、 発受する冊子とした印刷物（心身障がい者用ゆうメールに限る）	ゆうメール基本料金の半額
視覚障がい者用ビデオテープを内容とするゆうパック （郵便事業会社の指定を受けた施設と聴覚障がい者との間で、 発受するもの3kgまでに限る）	大きさ（長さ・幅・厚さの合計値）により運賃が区別
点字ゆうパック （盲人用点字のみを掲げたものを内容とするゆうパック 「点字ゆうパック」と表記するもの重量30kgまでに限る）	



日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

☎0120-23-28-86

N H K 放送受信料の割引

申請によりN H Kの放送受信料が免除されます。

区 分	対 象 者 の 適 用 要 件
全額免除	障がい者手帳所持者が世帯にいる、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	世帯主が下記のいずれかの障がい者手帳の所持者の場合 ○身体障害者手帳（視覚障がい、聴覚障がい、左記以外の障がいは1・2級） ○療育手帳A ○精神障害者保健福祉手帳1級

※申請には市長の証明が必要になります。



N H K ナビダイヤル

☎0570-077-077

N T T 西日本の優遇措置

電話番号案内「104」を利用する場合、無料で案内サービスが受けられます。事前の申込みが必要です。

※申請には市長の証明書が必要になります。



N T T 西日本ふれあい案内

☎0120-10-4174

携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたで、携帯電話をご利用のかたは、基本使用料等の割引を受けることができます。割引内容は携帯電話会社によって、異なります。



NTTドコモ

携帯電話から：局番なし151（無料） 一般電話から：☎0120-800-000（無料）



au

携帯電話から：局番なし157（無料） 一般電話から：☎0077-7-111（無料）



ソフトバンクモバイル

携帯電話から：局番なし157（無料） 一般電話から：☎0800-919-0517（無料）



各携帯電話会社

第7章 ぜいきん げんめんなど 税金の減免等

障がいのあるかたやご家族の税金の負担が大きくならないように、税金の減免や所得の控除となる制度があります。

所得税・市県民税

障がい者が所得税、市県民税の納税者本人、または納税者の控除対象配偶者あるいは扶養親族である場合、課税対象となる所得額から次の額の控除が受けられます。

納税義務者本人、または納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が障がい者のときは次のとおりです。

区 分	控 除 対 象 者	所 得 控 除 額	
		所 得 税	市 県 民 税
障害者控除	身体障害者手帳（3～6級）、療育手帳B、 精神障害者保健福祉手帳2～3級の交付を受けているかた	27万円	26万円
特別障害者控除	身体障害者手帳（1～2級）、療育手帳A、 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているかた	40万円 (75万円)	30万円 (53万円)

※前年の合計所得金額（地方税法上の合計所得金額）が125万円以下の場合、市県民税は課税されません。

※障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族にも適用されます。

※納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が同居の場合は、（ ）内の控除額になります。

都道府県が心身障がい者に関して実施する共済制度の掛金額は、小規模企業共済等掛金控除として控除されます。



瑞穂市税務課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4112 FAX058-327-7414

自動車税・自動車取得税・軽自動車税

障がい者のために利用される自動車については、次の場合、自動車税・自動車取得税・軽自動車税が減免になります。だれが運転するかにより、対象や条件が異なります。4月1日現在または新車登録時に以下の条件を満たしている必要があります。（1人1台に限ります。）

減免を受けられる自動車は次のとおりです。

区 分	減 免 対 象 者	利 用 目 的
本人 運転	身体障がい者本人が運転する自動車 障がい者本人が取得または所有する自動車 （同一生計者が所有者で、かつ障がい者本人が使用者として登録されている自動車も対象となりますが、障がい者本人が納税義務者であることが条件となります。）	制限なし
家族 運転	障がいのあるかたと生計を一にするかたが運転する自動車 障がい者本人が取得または所有する自動車 （同一生計者が所有者で、かつ障がい者本人が使用者として登録されている自動車も対象となりますが、障がい者本人が納税義務者であることが条件となります。）ただし、身体障がい者が18歳未満の場合や、知的障がい者、精神障がい者の場合は、所有者・使用者とも同一生計者でも対象となります。	障がいのあるかたの通学・通院・通所・生業のために使用するもの
介護者 運転	障がいのあるかたのみで構成される世帯のかたで、常時介護するかたが運転する自動車 障がい者本人が取得または所有する自動車	障がいのあるかたの通学・通院・通所・生業のために1年以上継続して週3日以上使用するもの

※利用目的が「生業」の場合は、通常障がい者が同乗するものに限りします。

※名義変更は、納税の年の3月末日までに完了している必要があります。

減免を受けられる障がいの範囲は、基本的には次のとおりです。詳しくはお問い合わせください。

障 害 区 分			本 人 運 転	家 族 運 転 介 護 者 運 転
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障がい		1 級～4 級	1 級～4 級
	聴覚障がい		2 級～3 級	2 級～3 級
	平衡機能障がい		3 級	3 級
	音声（喉頭摘出による音声機能障がいの場合に限る）		3 級（※1）	
	上肢不自由		1 級～3 級	1 級～2 級
	下肢不自由		1 級～6 級	1 級～3 級
	体幹不自由		1 級～3 級、5 級	1 級～3 級
身 体 障 害 者 手 帳	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1 級～3 級	1 級～2 級
		移動機能	1 級～6 級	1 級～3 級
	心臓機能障がい		1 級、3 級	1 級、3 級
	じん臓機能障がい		1 級、3 級	1 級、3 級
	呼吸器機能障がい		1 級、3 級	1 級、3 級
	ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1 級、3 級	1 級、3 級
	小腸機能障がい		1 級、3 級	1 級、3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級～3 級	1 級～3 級
	肝臓機能障がい		1 級～3 級	1 級～3 級

障 害 区 分	本 人 運 転	家 族 運 転 介 護 者 運 転
療育手帳		A、A1もしくはA2
精神障害者保健福祉手帳		1級（※2）

※1：咽頭摘出に係るものに限る。

※2：自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付を受けているものに限る。

申請時期については次のとおりです。

自 動 車 取 得 税 の 減 免	自動車登録時
自 動 車 税 の 減 免	自動車登録時または4月1日から納期限まで
軽 自 動 車 税 の 減 免	納期限まで

必要な書類は次のとおりです。

申 請 書 類 名	本 人	家 族 運 転	介 護 者 運 転
減免申請書	○	○	○
障がい者手帳	○	○	○
自動車検査証	○	○	○
運転免許証	○	○	○
印鑑	○	○	○
世帯全員の住民票		○ (軽自動車税の場合は不要)	

申 請 書 類 名	本 人	家 族 運 転	介 護 者 運 転
常時介護証明書			○
自立支援医療受給者証 (精神障がい者のみ)		○	○

自動車税・自動車取得税については岐阜県自動車税事務所（下記）へお問い合わせください。



岐阜県自動車税事務所

〒501-6133 岐阜市日置江2648-3

☎058-279-3781（代表） FAX058-279-5677

軽自動車税については瑞穂市税務課（下記）へお問い合わせください。



瑞穂市税務課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4112 FAX058-327-7414

固定資産税

障がい者がいる世帯、65歳以上のかたがいてる世帯、要支援認定または要介護認定を受けているかたがいてる世帯が、既存住宅にバリアフリー改修工事を行った場合、一定の要件を満たすと翌年度の固定資産税の軽減措置を受けられます。



瑞穂市税務課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4112 FAX058-327-7414

事業税

重度の視覚障がい者（両眼の視力喪失または、両眼の矯正視力が0.06以下）があん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復などの医業に類する事業を営む場合、個人事業税は課せられません。



岐阜県税事務所

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14-53

☎058-214-6704 FAX058-278-0054

相続税

障がい者が85歳未満で相続により財産を取得したときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。また、障がい者本人の相続税額から控除しきれない障害者控除は、その障がい者の扶養義務者の相続税から控除することができます。

区 分	障 が い の 内 容	控 除 額
特別障がい者	○身体障害者手帳1級、2級 ○療育手帳A ○精神障害者保健福祉手帳1級	(85歳－相続開始の日の満年齢) × 20万円
障がい者	○身体障害者手帳3～6級 ○療育手帳B ○精神障害者保健福祉手帳2、3級	(85歳－相続開始の日の満年齢) × 10万円

障害者控除が受けられるのは次の全てに当てはまるかたです。

- 相続や遺贈で財産を取得したときに日本国内に住所があるかた。
- 相続や遺贈で財産を取得したときに障がい者であるかた。
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者証の交付を受けているかた。ただし、所得制限により受給者証が交付されない場合は、医師の通院証明書を添付すること。
- 相続や遺贈で財産を取得したかたが法定相続人（相続や放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）であること。



岐阜北税務署

〒500-8711 岐阜市千石町一丁目4番地

☎058-262-6131

贈与税

国内に居住する特定障がい者が特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権の贈与を受けた場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社の営業所を経由して特定障がい者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価格（信託財産の価格）のうち、6千万円までの金額については贈与税が課税されません。



岐阜北税務署

〒500-8711 岐阜市千石町一丁目4番地
☎058-262-6131

預貯金の利子非課税

障がい者が金融機関（ゆうちょ銀行を含む）で預貯金などをしたときに、一定額（貯蓄350万円、公債350万円）までの元本に対する利子が非課税になります。障がい者手帳をお持ちのかたは、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）に手帳を提示して手続きを行ってください。また、手当、年金受給者については手当認定通知書または年金証書および住民票の写しまたは健康保険非保険者証を金融機関（ゆうちょ銀行を含む）に提示して手続きを行ってください。



各金融機関

第8章 く暮らし

障がいのあるかたの暮らしを支えるために、
必要なものを借す、助成するなどの手助けとなる制度があります。

補装具費（購入・修理）の支給

日常生活や社会生活の向上を図るため、障がいを補うための用具費（補装具）の支給をします。購入する前に申請してください。医師の診断書（自己負担）が必要な場合があります。身体障害者手帳の交付を受けているかたや難病のかた等が対象です。原則として費用の1割が自己負担となりますが、負担が重くならないように1か月の負担上限額が所得に応じて次の3段階に設定されています。

区 分	世 帯 の 課 税 状 況	1 か 月 間 の 負 担 上 限 額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	上記以外の世帯	37,200円

※世帯に市民税所得割額が46万円以上のかたがいる場合は、費用は全額自己負担となります。

所得を判断する際の世帯範囲は、次のとおりです。

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのあるかたとその配偶者

種 別	世 帯 の 範 囲
障がい児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

補装具の種別は次のとおりです。

障 が い の 種 別	補 装 具
視覚障がい	視覚障がい者用安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡、弱視眼鏡など）
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、 歩行器、歩行補助つえ ※身体障がい児のみが対象のもの 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
内部障がい	歩行補助つえ、車いす
重度の肢体不自由かつ音声・言語機能障がい	重度障がい者用意思伝達装置

※65歳以上のかたおよび特定疾病に該当する40歳から64歳のかたは、介護保険の福祉用具貸与制度等を優先して利用していただきます。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

日常生活用具の給付

障がいのあるかたが日常生活を送るのに必要な物品を購入するときに、その費用の一部が助成されます。購入する前に申請してください。

原則として、購入にかかる費用の1割を負担していただきます。ただし、本人及び家族の課税状況により1か

月あたりの負担の上限額を決めています。上限額については「補装具費（購入・修理）の支給」（４４ページ）と同様です。それぞれの用具について給付の基準額が定められており、超えた分は自己負担となります。この自己負担については上限額が適用されませんのでご注意ください。

種 目		基 準 額 （ 円 ）	対 象 者
介護・訓練支援用具	特殊寝台	１５４,０００	１８歳以上で、下肢若しくは体幹機能障がい２級以上の者又は寝たきりの状態にある難病患者
	特殊マット	１９,６００	原則として３歳以上で、下肢若しくは体幹機能障がい１級の者（常時介護を要する者に限る。児童にあっては２級を含む。）、療育手帳の程度が重度若しくは最重度である者又は寝たきりの状態にある難病患者
	エアーマット	５８,０００	下肢又は体幹機能障がい１級の者及び下肢又は体幹機能障がい２級と上肢機能障がい２級で総合等級１級の者（常時介護を要するものに限る。）
	特殊尿器	６７,５００	原則として学齢児以上で、下肢若しくは体幹機能障がい１級の者（常時介護を要するものに限る。）又は自力で排尿できない状態にある難病患者
	入浴担架	８２,４００	原則として３歳以上で、下肢又は体幹機能障がい２級以上の者（入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。）
	体位変換器	１５,０００	原則として学齢児以上で、下肢若しくは体幹機能障がい２級以上の者（下着交換等にあたって家族等他人の介助を要するものに限る。）又は寝たきりの状態にある難病患者
	移動用リフト	１５９,０００	原則として３歳以上で、下肢若しくは体幹機能障がい２級以上の者又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）
	訓練いす （児童のみ）	３３,１００	原則として３歳以上で、下肢又は体幹機能障がい２級以上の障がい児
	訓練ベッド （児童及び難病患者のみ）	１５９,２００	原則として学齢児以上で、下肢若しくは体幹機能障がい２級以上の障がい児又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者
自立生活支援用具	入浴補助用具	９０,０００	原則として３歳以上で、下肢若しくは体幹機能障がいを有する者又は難病患者で、入浴に介助を必要とする者（住宅改修を伴うものを除く。）
	便器	４,４５０	原則として学齢児以上で、下肢若しくは体幹機能障がい２級以上の者又は常時介助を要する難病患者（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。）

種 目		基 準 額 （ 円 ）		対 象 者
自立生活支援用具	頭部保護帽	スポンジ、革を主材料 15,200		平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障がい有する者、療育手帳の程度が重度若しくは最重度の者又は精神障害者保健福祉手帳の程度が2級以上の者で、頻繁に転倒により頭部を強打するおそれのある者
		スポンジ、革プラスチックを主材料 36,750		
	歩行補助つえ	夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとすること。価格は1本当たりのものであること。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。	木材、ニス塗装 2,200	平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障がい有する者又は難病患者で、つえ（Ｔ字状・棒状）の使用により歩行機能が補完される者
			軽金属塗装なし 3,000	
	移動・移乗支援用具	60,000		原則として3歳以上で、平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者又は下肢機能に障がいのある難病患者（設置等にあたり住宅改修を伴うものを除く。）
	特殊便器	151,200		原則として学齢児以上で、上肢機能障がい2級以上の者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者又は上肢機能に障がいのある難病患者（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。）
	火災警報器	15,500		身体障害等級2級以上の者又は難病患者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	自動消火器	28,700		身体障害等級2级以上、療育手帳の程度が重度若しくは最重度若しくは精神障害者保健福祉手帳1級である者又は難病患者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	電磁調理器	41,000		18歳以上で、視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	7,000		原則として学齢児以上で、視覚障がい2級以上の者
音声標識ガイド装置	25,000		視覚障がい者2級以上の者	

種 目		基 準 額 （ 円 ）	対 象 者
自立生活支援用具	聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400	18歳以上で、聴覚障がい2級以上の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる者）
	環境制御装置	68,000	上肢又は下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者
	テーブルリフト	100,000	原則として3歳以上で、下肢又は体幹機能障がい2級以上の者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	原則として3歳以上で、じん臓機能障がい3級以上の者
	ネブライザー(吸入器)	36,000	原則として学齢児以上で、呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度であって、必要と認められる者又は呼吸器機能に障がいのある難病患者
	電気式たん吸引器	56,400	原則として学齢児以上で、呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度であって、必要と認められる者又は呼吸器機能に障がいのある難病患者
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	46,000	呼吸器機能障がい等により呼吸管理上必要と認められる者又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者
	酸素ポンプ運搬車	17,000	18歳以上で、呼吸器機能障がい有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者
	盲人用体温計（音声式）	9,000	原則として学齢児以上で、視覚障がい2級以上の者（障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	盲人用体重計	18,000	18歳以上で、視覚障がい2級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800	原則として学齢児以上の音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由の者で、発声発語に著しい障がい有する者
	携帯用会話補助装置専用 大型キーボード	80,000	携帯用会話補助装置の給付対象者

種 目		基 準 額 (円)	対 象 者
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具 (パーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトをいう。)	パーソナルコンピュータ 特殊入力装置 60,000	パーソナルコンピュータ又はワードプロセッサの入力操作が困難な身体障がい者
		音声化ソフト 15,000	視覚障がい者でパーソナルコンピュータのディスプレイ装置による表示を確認することが困難な者
		視覚障がい者用ワープロソフト 25,000	
		点字処理システム 10,000	
		スキャナー装置 15,000	
	点字ディスプレイ	383,500	視覚障がい者を有する者
	点字器	標準型 両面書真鍮製 10,400	視覚障がい者を有する者
		標準型 両面書プラスチック製 6,600	
		携帯用 片面書アルミニウム製 7,200	
		携帯用 片面書プラスチック製 1,650	
	点字タイプライター	63,100	視覚障がい2級以上の者(原則として、本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。)
	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	録音再生用 85,000	原則として学齢児以上で、視覚障がい2級以上の者
		再生専用 35,000	
	視覚障がい者用活字文書 読上げ装置	99,800	原則として学齢児以上で、視覚障がい2級以上の者
	視覚障がい者用拡大読書器	198,000	原則として学齢児以上で、視覚障がい者を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者

種 目		基 準 額 (円)	対 象 者
情報・意思疎通支援用具	盲人用時計	触読用 10,300	18歳以上で、視覚障がい2級以上の者
		音声用 13,300	
	聴覚障がい者用通信装置	71,000	原則として学齢児以上で、聴覚障がい又は発声発語に著しい障がいがあり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
	聴覚障がい者用情報受信装置	88,900	聴覚障がいがあり、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工喉頭	笛式 5,000 (気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとすること。)	喉頭摘出による音声機能障がいがある者
		電動式 70,100	
	点字図書	点字図書価格から一般図書の購入価格相当額を控除した額を給付	主に情報の入手を点字によって行っている視覚障がいがある者
排泄管理支援用具	電動ページめくり装置	150,000	上肢障がい2級以上の者
	ストーマ用装具(消化器系)	直腸機能障がい 2ヵ月分 17,716	直腸の切除又は膀胱の切除によって、肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者で、低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋等(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)及び次に定める付属品とする ※付属品：(皮膚保護ペースト／皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、コンベックス・インサート、固定用ベルト、剥離剤(リムーバー)、皮膚被膜剤(スキンバリア)、レッグバッグ(下肢装着用ストーマ用装具)、ナイトドレッシェバッグ(夜間用ストーマ用装具)、ストーマ袋カバー、サージカルテープ、皮膚保護材穴あけ専用はさみ、消臭剤)
	ストーマ用装具(尿路系)	膀胱機能障がい 2ヵ月分 23,278	

種 目		基 準 額 （ 円 ）		対 象 者
排泄管理支援用具	紙おむつ	2ヵ月分 24,000		3歳以上で、次のいずれかに該当する者 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者、先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者で、身体障害者更生相談所又は指定自立支援医療機関の判定（児童については、意見書とする。）により紙おむつ等の用具類を必要とする者
	サラシ・ガーゼ・脱脂綿	耐用期間 6ヵ月程度 12,000		
	洗腸装具			
	収尿器	男性用 （採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置が付いているもの。ラテックス製又はゴム製）	普通型 7,700	脊髄損傷等による排尿機能障がい（特に失禁のある場合）により必要とする者
			簡易型 5,700	
女性用		普通型 （耐久性ゴム製採尿袋を有するもの） 8,500		
		簡易型 （ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの。採尿袋20枚を1組とする。） 5,900		
住宅改修	居宅生活動作補助用具	200,000		原則として学齢児以上で、下肢、体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の者）又は下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者

※65歳以上のかたおよび特定疾病に該当する40歳から64歳のかたは、介護保険の福祉用具貸与制度等を優先して利用していただきます。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣

視覚障がい者および音声・言語機能障がいのあるかたが日常生活を営むうえで必要な場合に、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。費用は無料です。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

自動車運転免許取得・改造助成

障がい者が自動車運転免許を取得する際に係る費用や運転する自動車の改造費等に係る費用を助成します。所得制限があります。

助 成	対 象	内 容
自動車運転免許 取得助成	身体障害者手帳、または療育手帳の交付を受けており、助成金交付年度内に第一種普通自動車運転免許の取得をする者。	自動車運転免許の取得に直接要した費用の2/3 （10万円を上限）
自動車改造 助成	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けており、自らが所有・運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部の改造を必要とする者。	自動車改造に要した費用（10万円を上限）



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

介助用自動車購入等助成

車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者を介助するかたが、運転する自動車をリフト付き等に改造する経費、または既に改造された自動車を購入する経費の助成を行います。身体障害者手帳の1級、2級に該当する下肢または体幹機能障がいを有し、移動に車いす等を使用しているかたが属する世帯が対象です。所得制限や5年以上この助成を受けていない世帯である条件があります。助成の対象となる具体的な経費は次のとおりです。いずれの場合も24万円が上限です。

- 車いす等を使用する身体障がい者が容易に乗降できるよう自動車を改造する経費。
- 車いす等を使用する身体障がい者が容易に乗降できるよう既に改造された自動車を購入する経費。ただし、改造部分の経費に限る。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

タクシー乗車券の発行

心身障がい者（児）の社会参加を助長し、経済的負担の軽減を図るため、タクシーの乗車券を1か月に2枚支給し、交通費の一部を助成します。1枚の助成額は540円です。ご利用できる対象のかたは、次のとおりです。

手 帳	区 分 ・ 等 級	
身体障がい	視覚障がい	1～4級
	聴覚障がい	2～3級
	平衡機能障がい	3級
	上肢不自由	1～2級
	下肢不自由	1～3級
	体幹不自由	1～3級

手帳	区 分 ・ 等 級		
身体障がい	乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1～2級
		移動機能	1～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう または直腸の機能障がい		1・3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～3級
	肝臓機能障がい		1～3級
知的障がい	A・A1・A2		
精神障がい	1級（自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けているかた）		

※所得制限があります。

※医療機関に継続して3ヶ月以上入院、または福祉施設に入所しているかたは対象になりません。

※自動車税又は軽自動車税の減免を受けているかたは対象になりません。

※市が業務協定を締結しているタクシー会社しか利用できません。

※有効期限があります。使用しなかった乗車券は返却してください。

※乗車券と併用して身体障害者手帳または療育手帳を提示すると運賃の割引を受けることができます。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

成年後見制度利用支援

判断能力が不十分で身寄りがない障がい者や高齢者等の権利や財産等の法的保護を目的として、「成年後見人制度」の利用を支援し、その費用を助成します。知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者で親族がいらないか、不明な場合、もしくは親族がいても成年後見の申立てをできるかたがいらないなどの判定基準により、市が保護のために申立てを行うことが必要と認めたかたがご利用できます。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

重度身体障害者(児)日常生活用品(紙おむつ)購入費助成

在宅の寝たきり重度身体障がい者（児）に対し、日常生活用品（紙おむつ）を購入したときの費用を1ヶ月4,000円を上限に助成します。ご利用できるかたは次のとおりです。

- 身体障害者手帳をお持ちのかたで、下肢又は体幹機能障がいが1級又は2級に該当する65歳未満のかた。
- 自宅において寝たきり（身体の障がいにより臥床し、食事・排便等の日常生活に支障があり、かつ、常時の介護を必要とする状態のかた。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

日常生活自立支援

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など判断能力が不十分なかたに対し、社会福祉協議会の生活支援員等が訪問し、契約に基づいて福祉サービスの情報提供、契約手続きや利用料の支払い、日常的な金銭管理、証書や通帳を預かる支援をします。病院や施設に入院・入所しているかたも利用できます。

1時間あたり1,000円（1時間を越える場合は、15分ごとに250円）の費用が必要です。契約までの相談等は無料です。



瑞穂市社会福祉協議会

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階）

☎058-327-8610 FAX058-327-5323

生活福祉資金貸付

経済的自立および生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことを目的とした資金の貸付と必要な援助指導を行います。ご利用できる対象のかたは、次のとおりです。貸付条件等詳しい内容は、瑞穂市社会福祉協議会（下記）へお問い合わせください。

- 低所得世帯（他からの融資を受けることが困難な収入の少ない世帯）
- 障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたがいる世帯）
- 高齢者世帯（療養または介護を必要とする65歳以上が同居されている世帯）
- 生活保護世帯（市から事前に承認を受けている世帯）



瑞穂市社会福祉協議会

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階）
☎058-327-8610 FAX058-327-5323

福祉機器等の貸与（レンタル）

福祉機器等を貸与（レンタル）します。ご利用できる対象のかたは、次のとおりです。他の制度が優先されますが、詳しい内容は瑞穂市社会福祉協議会（下記）へお問い合わせください。

- けが・病気、旅行などにより一時的に福祉機器を必要とするかた。
- 福祉機器の購入または借り受けするまでの間に必要が生じたかた。
- その他、瑞穂市社会福祉協議会長が必要と認めるかた。

貸与の内容は次のとおりです。

器 具	費 用	期 間
車いす	月額 500円	3ヶ月を限度とします。
歩行器	月額 300円	
四点杖	月額 100円	

※ただし、1か月未満のご利用は無料になります。

※借受人の世帯全員の住民税が非課税世帯の場合は、利用料金が5分の1となります。



瑞穂市社会福祉協議会

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階）

☎058-327-8610 FAX058-327-5323

福祉車両の貸与（レンタル）

瑞穂市在住で、外出が困難な障がい者および高齢者等に福祉車両（リフト付自動車）を貸し出します。利用範囲は、瑞穂市内および近隣市町村です。利用時間は午前9時から午後5時までです。利用料は無料です。ただし、走行距離が50km以上の場合は、ガソリンを補充（負担）していただきます。運転は、75歳未満の利用者の家族等になります。ご利用方法は、次のとおりです。

- 福祉車両を利用したいかたは、あらかじめ利用登録をしていただきます。（登録の有効期限は3年間です。）
- 登録後に福祉車両取り扱い説明を受けていただきます。
- 実際のご利用前日までに、予約をしてください。



瑞穂市社会福祉協議会

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階）

☎058-327-8610 FAX058-327-5323

駐車禁止除外指定車標章の交付

障がいにより歩行が困難なかたが運転する車または介護者が運転する車に対して、駐車禁止区域内にやむなく駐車する場合にご利用いただくものです。ご利用できるかたは、次のとおりです。ただし、法令により駐車場所や方法が制限される場合があります。

障 が い の 区 分			等 級
身 体 障 が い	視覚障がい		1 級～4 級
	聴覚障がい		2 級、3 級
	平衡機能障がい		3 級
	上肢不自由		1 級、2 級の 1 および 2 級の 2
	下肢不自由		1 級～4 級
	体幹不自由		1 級～4 級
	乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1 級、2 級（片肢のみは除く）
		移動機能	1 級～4 級
	心臓機能障がい		1 級、3 級
	じん臓機能障がい		1 級、3 級
	呼吸器機能障がい		1 級、3 級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		1 級、3 級
	小腸機能障がい		1 級、3 級
	免疫機能障がい（ヒト免疫不全ウイルス）		1 級～3 級
	肝臓機能障がい		1 級～3 級

障 が い の 区 分	等 級
知的障がい	A2以上
精神障がい	1 級



北方警察署交通課窓口

〒501-0431 岐阜県本巣郡北方町北方3219-27

☎058-324-0110

補助犬飼育費の助成

盲導犬、介助犬又は聴導犬と生活する身体障がい者に対し、飼育に必要な経費を1頭につき、月額4,500円を助成します。所得制限があります。ご利用できる対象のかたは、次のとおりです。

○身体障害者手帳をお持ちで、視覚障がい、聴覚障がい又は肢体不自由に該当する市内に住所を有するかた。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

避難行動要支援者制度

災害の発生時に、自力での避難が難しいかたを、「避難行動要支援者名簿」に登録し、避難支援等関係者（消防・警察・民生委員・自治会長・自主防災組織の長、社会福祉協議会）に対して、平常時からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てるものです。生活の基盤が自宅にあり、災害時に自ら避難することが困難なかたで、次のかたが対象です。

- 身体障害者手帳1・2級を所持するかた
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持するかた
- 療育手帳A、A1、A2を所持するかた
- 65歳以上でひとり暮らしのかた

○65歳以上のかたのみで構成される世帯のかた

○要介護認定3～5を受けているかた



瑞穂市総務課（平成30年3月31日まで）

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4111 FAX058-327-7414



瑞穂市市民協働安全課（平成30年4月1日から）

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地

聴覚等に障がいのあるかたの緊急通報

聴覚または音声・言語機能に障がいのあるかたが、火災・救急等の緊急通報をするには、FAXによる119番通報と、携帯電話メールによる通報（「メール119番」）があります。携帯電話メールによる通報は、瑞穂市に居住または勤務するかたで、聴覚または音声・言語機能に障がいのあるかたがご利用できます。

FAXによる119番通報の場合は、事前登録は不要です。119番をダイヤルし、FAX送信してください。携帯電話メールによる通報の場合は、事前登録が必要です。瑞穂市福祉生活課にて「緊急メール通報登録書」を提出する必要があります。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566



瑞穂消防署

〒501-0222 瑞穂市別府2451-1

☎058-327-0119 FAX058-327-0126

第9章

しょう

ふくし

障がい福祉のサービス

障がいのあるかたを支援する公的な福祉サービスがあります。
訪問系、通所系、宿泊系、児童系や地域生活支援事業があります。

サービスの概要

障害者総合支援法には、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを提供する「地域生活支援事業」（74ページ）があります。身体障害者手帳所有者、療育手帳所有者、精神障害者保健福祉手帳所有者、難病のかたなどが対象です。ただし知的障がい、精神障がいのあるかたについては、手帳の有無に関わらず福祉サービスを利用できる場合があります。また児童福祉法には、児童が利用できる「障害児通所支援」（72ページ）、「障害児入所支援」（73ページ）があります。

障がいのかたで、「65歳以上のかた」または「40歳以上65歳未満で医療保険に加入しているかたのうち、特定疾病が原因で介護が必要になったかた」は、要支援認定または要介護認定を受けて、介護保険のサービスを優先して利用していただきます。

サ ー ビ ス 区 分		内 容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	重度訪問介護	重度の障がい者に対し、自宅での介護や外出時支援を行います。
	同行援護	視覚障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力に制限のあるかたに外出支援を行います。
	短期入所	介護者が病気などで介護ができない場合に、短期間施設に入所して介護を行います。

サ ー ビ ス 区 分		内 容
介 護 給 付	療養介護	医療的ケアと常時介護が必要なかたに、医療機関で看護、介護を行います。
	生活介護	介護を必要とするかたに、昼間、施設で入浴、排せつ、食事などの介護、創作活動、生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所するかたに、夜間や休日、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した生活ができるように、身体機能、生活能力の訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	生活能力の訓練を行うかたに、夜間、一定期間施設での宿泊の場を提供します。
	就労移行支援	一般企業への就労のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業での就労が困難なかたに、働く場を提供します。
	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、日常生活上の援助（介護が必要なかたについては、入浴、食事などの介護を含む）を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、基本的な動作及び知識技能の向上、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
	放課後等デイサービス	学童期の障がい児に対し、放課後及び休校日に、生活能力向上、及び社会との交流促進等の支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。
障害児入所支援	障害児入所支援	施設に入所している障がい児に対して、保護及び日常生活能力、知識技能の向上等の支援を行います。
地域生活支援事業	相談支援	福祉サービス等の必要な情報の提供及び調整、権利擁護のための援助を行います。
	手話奉仕員要約筆記奉仕員の派遣	聴覚障がい者等に対し、手話及び要約筆記奉仕員が意思疎通の支援を行います。
	日常生活用具の給付	重度障がいのあるかた等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
	移動支援	屋外での外出が困難なかたに対して、外出支援を行います。

サ ー ビ ス 区 分		内 容
	地域活動支援センター	創作及び生産活動の場の提供、社会との交流促進等の支援を行います。
	日中一時支援	日中における活動の場及び家族の一時的な休息として利用することができます。
	訪問入浴	入浴車が自宅を訪問し、看護及び介護職員が入浴の介護を行います。
	障害者生活訓練場ふれあいホーム	宿泊体験を通じて、日常生活に必要な訓練を行います。
	自動車免許証取得改造費用助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の助成を行います。
	成年後見制度利用支援	知的障がい、精神障がいのあるかたに対して、成年後見制度の利用に係る経費の補助を行います。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

サービスの利用方法

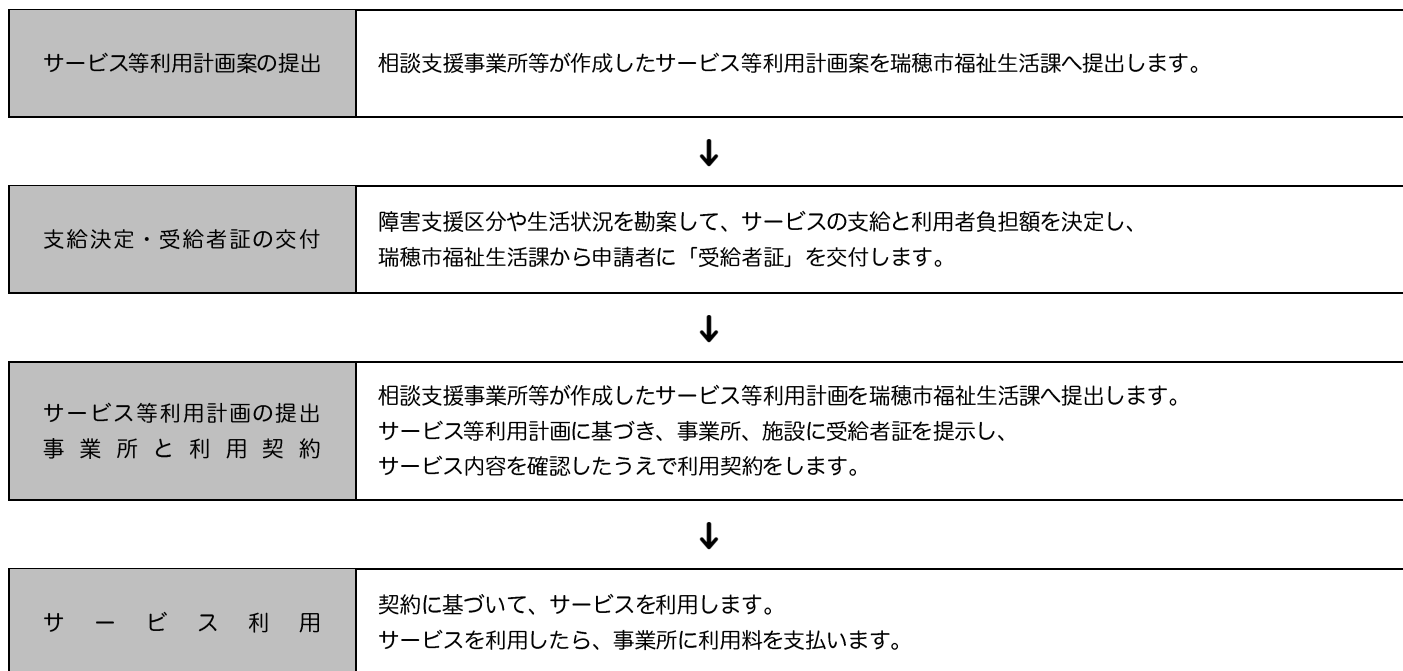
「介護給付」、「訓練等給付」についてのサービス利用方法は、次のとおりです。「障害児通所支援」、「障害児入所支援」、「地域生活支援事業」については、お問い合わせください。

相 談 ・ 申 請	困ったことや新しいサービスを利用したい場合、 瑞穂市福祉生活課（1ページ）や相談支援事業所（2ページ）にご相談ください。 利用したいサービスが決まったら、瑞穂市福祉生活課へ申請します。
-----------	--



聴 き 取 り 調 査 障 害 支 援 区 分 認 定 （ 介 護 給 付 の み ）	認定調査員が訪問し心身の状況などについて聴き取り調査を行います。 医療機関に、医師意見書を書いてもらいます。 聴き取り調査の結果について、コンピュータによる1次判定、審査会による2次判定を行い、 障害支援区分を認定します。
---	--





原則として、利用するサービス費用の１割が自己負担となりますが、負担が高くないように、１か月間の負担上限額が所得に応じて次の４段階に設定されています。１８歳以上の障がい者のかたは次のとおりです。

区 分	世 帯 の 課 税 状 況	１か月の負担上限額（円）
生活保護	生活保護受給世帯	０
低所得	市民税非課税世帯	０
一般１	市民税課税世帯で所得割額が１６万円未満の世帯	９,３００
一般２	上記以外の世帯	３７,２００

１８歳未満の障がい児のかたは次のとおりです。

区 分	世 帯 の 課 税 状 況	１か月の負担上限額（円）
生活保護	生活保護受給世帯	０

区 分	世 帯 の 課 税 状 況		1 か月の負担上限額（円）
低所得	市民税非課税世帯		0
一般 1	市民税課税世帯で所得割額が 28万円未満の世帯	通所支援利用の場合	4,600
		入所支援利用の場合	9,300
一般 2	上記以外の世帯		37,200

所得を判断するときの世帯範囲は次のとおりです。

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障がい者（施設に入所する18、19歳を除く）	障がいのあるかたとその配偶者
障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

第10章

ほうもんけい

訪問系サービス

障がい福祉サービスのひとつです。

自宅や施設に訪問して行われるサービスです。

重度訪問介護

常に介護が必要な肢体不自由者や重度の行動障がいのあるかたに、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助などをします。障害支援区分が4以上で、重度の身体障がい者（※1）、または重度の行動障がいのある知的、精神障がい者（※2）のかたが利用できます。

※1：二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の歩行、移乗、排尿、排便がいずれも「できる」以外のかた。

※2：行動上、著しい障がい（認定調査事項における行動関連項目10点以上）のあるかた。

行動援護

行動する時、必要な介助や外出時の移動の補助などをします。障害支援区分が3以上で、自己判断能力が制限されており、行動が困難で常に介助が必要な知的または精神障がい者のかたが利用できます。

同行援護

視覚障がいのかたの外出に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を行います。視覚障がいのために移動が困難なかたが利用できます。

居宅介護（身体介護）

居宅において入浴、排せつ、または食事の介護などの身体の介護を中心に行います。障害支援区分が1以上のかたが利用できます。

居宅介護（家事援助）

調理、掃除、洗濯など家事の援助を中心に行います。障害支援区分が1以上のかたが利用できます。

居宅介護（通院等介助）

通院等のための屋内外における移動等の介助、または通院等先での受診の手続きを行います。身体介護の補助を希望する場合は、障害支援区分が2以上で、歩行、移乗、排せつ、移動などに制限のあるかた、希望しない場合は、障害支援区分が1以上のあるかたが利用できます。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

第11章

つうしょけい

通所系サービス

障がい福祉サービスのひとつです。

事業所に通所して、日中活動を行うサービスです。

生活介護

介護を必要とするかたに、昼間、施設で入浴、排せつ、食事などの介護、創作活動、生産活動の機会を提供します。50歳未満で障害支援区分が3以上（障がい者支援施設に入所している場合は4以上）のかた、もしくは50歳以上で障害支援区分が2以上（障がい者支援施設に入所している場合は3以上）のかたがご利用できます。

就労継続支援 A 型

一般の企業での就労が困難なかたで雇用契約に基づく就労が可能なかたに、雇用契約を締結し、働く場所を提供するとともに知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援 B 型

一般の企業での就労が困難なかたで雇用契約に基づく就労が困難なかたに、働く場所を提供するとともに知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援

一般の企業への就労を希望するかたに対し、一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

自立訓練（機能訓練）

身体障がいのあるかた、または難病を患っているかたなどに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのあるかたの居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのあるかたなどの地域生活への移行を支援します。地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのあるかた、または難病を患っているかたがご利用できます。具体的には次のようなかたです。

- 入所施設・病院を退所・退院したかたであって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要なかた。
- 特別支援学校を卒業したかたであって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要なかた。

自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのあるかたに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのあるかたの居宅において、生活等に関する相談および助言などの支援や入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。また、施設や病院に長期入所または長期入院していたかたなどを対象に、地域生活を送る上でまず身につけてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのあるかたの地域生活への移行を支援します。地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいのあるかた・精神障がいのあるかたがご利用できます。具体的には次のようなかたです。

- 入所施設・病院を退所・退院したかたであって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要なかた。
- 特別支援学校を卒業したかた、継続した通院により症状が安定しているかた等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要なかた。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

第 1 2 章

しゅくはくけい

宿泊系サービス

障がい福祉サービスのひとつです。
事業所に宿泊して行われるサービスです。

短期入所

自宅等で介護を行うかたが病気などにより介護が困難な場合、短期間の施設入所ができます。障害支援区分が 1 以上のかたがご利用できます。障がい児（18 歳未満）も利用できます。

生活共同援助（グループホーム）

主に夜間において、日常生活の援助を受けながら共同生活をします。必要なかたは、入浴、排せつ、食事等の介護を受けられます。

施設入所

施設に入所する障がい者に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介助を提供します。障害支援区分 4 以上（50 歳以上の場合は区分 3 以上）のかたがご利用できます。

療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのあるかたのうち常に介護を必要とするかたに対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。病院等への長期の入院による医療的ケアに加え常時の介護を必要とするかたで、次に該当するかたがご利用できます。

○筋萎縮性側索硬化症(A L S)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っているかたであって、障害支援区分が6のかた。

○筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障害支援区分が5以上のかた。

宿泊型自立訓練（生活訓練）

宿泊型は、アパートや自宅で生活することに不安があるかた、自信が持てないかた等が、事業所に宿泊して一定期間プログラムに参加し、生活技術を習得できるよう訓練や助言を行うサービスです。通所型については、69ページをご覧ください。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

第13章

じどうけい

児童系サービス

障害福祉サービスのひとつです。障がい者手帳の有無は問いません。
主に18歳未満の障がいのある児童を支援するサービスです。

児童発達支援

就学前の障がいのある児童等に対し日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

放課後等デイサービス

学校の授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。学校に就学しており、支援が必要と認められた障がい児が対象です。

保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児が対象です。



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

障害児入所支援

障がい児入所施設、または指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。福祉型については、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）、医療型については、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児が対象です。児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童が利用できます。詳しくは岐阜県健康福祉部障害福祉課（下記）へお問い合わせください。



岐阜県健康福祉部子ども・女性局中央子ども相談センター

〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1（岐阜県福祉農業会館）

☎058-273-1111 FAX058-273-9303

第14章

ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

障がいのあるかたが自立した生活を営むことができるよう、市町村が地域の特性にあわせて行うサービスです。

相談支援

瑞穂市から受託し、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣

聴覚障がい者および音声・言語機能障がいのあるかたが日常生活を営むうえで必要な場合に、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。(52ページ参照)

日常生活用具の給付

障がい者等の日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。(45ページ参照)

移動支援

障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期に渡る外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動の介護を行います。

地域活動支援センター

障がいのあるかたに対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

日中一時支援

障がい者（児）等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ることで、在宅生活を支援します。

訪問入浴

家庭において、入浴が困難な重度身体障がい者に対して、訪問入浴サービスを行います。身体障害者手帳の交付を受けているかたで1級、または2級に該当する下肢、または体幹機能障がいを有し、医師が入浴を適当と認めたかたがご利用できます。

障害者生活訓練場（ふれあいホームみずほ）

障がい者が指導員の援助のもと、調理・洗濯等日常生活に必要な訓練を行うことにより、社会における自立の促進をはかり社会参加をめざします。市内に住所を有し、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている18歳以上の障がいのあるかたが対象で、共同生活による訓練が可能なかたがご利用できます。利用料は1回1,000円です。

自動車運転免許取得・改造助成

障がい者が自動車運転免許を取得する際に係る費用や運転する自動車の改造費等に係る費用を助成します。（52ページ参照）

成年後見制度利用支援

判断能力が不十分で身寄りがない障がい者や高齢者等の権利や財産等の法的保護を目的として、「成年後見人制度」の利用を支援し、その費用を助成します。(54ページ参照)



瑞穂市福祉生活課

〒501-0293 瑞穂市別府1288番地（市役所穂積庁舎2階）

☎058-327-4123 FAX058-327-1566

第15章

じぎょうしょいちらん 事業所一覧

瑞穂市近郊の主な事業所の一覧です。
一覧にない事業所も利用することができます。

特定相談支援事業所

名 称	住 所	電 話 番 号	対 象				
			身体	知的	精神	児童	難病
瑞穂市社会福祉協議会 福祉総合相談センター	瑞穂市別府1283	058-327-8610	○	○	○	○	
グリーン相談支援事業所	瑞穂市馬場上光町2丁目65 Y's breeze105	058-326-8213	○	○	○	○	
相談支援事業所 葵	瑞穂市田之上627-7	058-322-6141	○	○	○	○	
指定相談支援事業所うかい	岐阜市洞1026	058-239-5838			○		
障害者総合生活支援センター クロス	岐阜市平和通3-2-1	058-210-2078	○	○	○	○	
地域活動支援センター ザールせいすい	岐阜市石谷池田1330-1	058-235-6080	○	○	○		
生活サポートはしま・ 相談支援センター	羽島市竹鼻町狐穴 3040-1	058-392-2800	○	○	○	○	
支援センターふなぶせ	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168		○	○		

一般相談支援事業所

名 称	住 所	電 話 番 号	対 象				
			身体	知的	精神	児童	難病
相談支援事業所 葵	瑞穂市田之上627-7	058-322-6141		○	○	○	
指定相談支援事業所うかい	岐阜市洞1026	058-239-5838			○		
生活サポートはしま・ 相談支援センター	羽島市竹鼻町狐穴 3040-1	058-392-2800	○	○	○	○	
支援センターふなぶせ	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168		○	○		

重度訪問介護

事 業 所 名	住 所	電 話 番 号
陽だまりケアサービス	瑞穂市別府790-1	058-372-6606
ヘルパーステーション たいよう	岐阜市西河渡2-75 パークテラス岐阜A 103号	058-215-5581
新生メディカル瑞穂営業所	瑞穂市只越219-2	058-329-5115
岐阜ヘルパー居宅介護サービス	岐阜市六条北4-5-11	058-276-2424
ニチケアセンター和合	大垣市和合本町1-893	0584-83-0020
ヘルパーステーション絆	岐阜市守口町3丁目52番地1 サンシティー市川201	058-201-6597
チェントロ・マンマ	大垣市南瀬町1-70-3	0584-77-5200

事業所名	住所	電話番号
とーたす	安八郡神戸町和泉45-1	0584-27-1077
特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう	岐阜市早田東町8-4-1 パーセル長良103号	058-215-7374
生活サポートはしま	羽島市下中町石田525	058-322-2088

行動援護

事業所名	住所	電話番号
有限会社チェントロマンマ	大垣市南瀬町1-70-3	0584-77-5200
特定非営利活動法人とーたす	安八郡神戸町和泉45-1	0584-27-1077
特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう	岐阜市早田東町8-4-1 パーセル長良103号	058-215-7374
本巣市ヘルパーステーションもとす	本巣市曾井中島1170-6	058-320-0531
生活サポートはしま	羽島市下中町石田525	058-322-2088

同行援護

事業所名	住所	電話番号
陽だまりケアサービス	瑞穂市別府790-1	058-372-6606

事業所名	住所	電話番号
岐阜ヘルパー居宅介護サービス	岐阜市六条北4-5-11	058-276-2424
社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会	岐阜市都通2-2 岐阜市民福祉活動センター	058-255-5010
社会福祉法人 岐阜アソシア・視覚障害者居宅介護事業所	岐阜市梅河町1-4	058-263-1310
コスモス野一色	岐阜市野一色4-15-12	058-248-6059

居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助）

事業所名	住所	電話番号
陽だまりケアサービス	瑞穂市別府790-1	058-372-6606
株式会社新生メディカル瑞穂営業所	瑞穂市只越219-2	058-329-5115
岐阜ヘルパー居宅介護サービス	岐阜市六条北4-5-11	058-276-2424
社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会	岐阜市都通2-2 岐阜市民福祉活動センター	058-255-5010
合同会社ヘルパーステーション絆	岐阜市守口町3-52-1 サンシティー市川201	058-201-6597
有限会社チェントロマンマ	大垣市南瀬町1-70-3	0584-77-5200
特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう	岐阜市早田東町8-4-1 パセール長良103号	058-215-7374
本巣市ヘルパーステーションもとす	本巣市曾井中島1170-6	058-320-0531

事業所名	住 所	電 話 番 号
コスモス野一色	岐阜市野一色4-15-12	058-248-6059
生活サポートはしま	羽島市下中町石田525	058-322-2088

生活介護

事業所名	住 所	電 話 番 号
ほたるの仕事場	瑞穂市別府1185-1 エスポワール瑞穂301	058-322-8585
みずほ身障リハセンター	瑞穂市稲里114-1	058-322-7070
障害福祉サービス事業所ぽぷり	瑞穂市馬場春雨町1-3	058-227-2167
福祉作業所豊住園	瑞穂市本田85-1	058-327-9947
福祉作業所すみれの家	瑞穂市古橋1635-1	058-328-7187

就労継続支援A型

事業所名	住 所	電 話 番 号
ANYSIS	瑞穂市稲里170-1	058-372-7711
ジェイビー・サポート	瑞穂市野白新田字八石65-1	058-322-3088

就労継続支援 B 型

事業所名	住所	電話番号
ほたるの仕事場	瑞穂市別府 1 1 8 5 - 1 エスパワール瑞穂 3 0 1	0 5 8 - 3 2 2 - 8 5 8 5
障害福祉サービス事業所ぽぷり	瑞穂市馬場春雨町 1 - 3	0 5 8 - 2 2 7 - 2 1 6 7
福祉作業所豊住園	瑞穂市本田 8 5 - 1	0 5 8 - 3 2 7 - 9 9 4 7
福祉作業所すみれの家	瑞穂市古橋 1 6 3 5 - 1	0 5 8 - 3 2 8 - 7 1 8 7
ライフスタイル きらら	瑞穂市田之上 6 2 7 - 7	0 5 8 - 3 2 2 - 6 1 4 1

就労移行支援

事業所名	住所	電話番号
就労移行支援事業所エールみずほ	瑞穂市別府 7 4 7 - 1	0 5 8 - 3 2 2 - 6 7 8 8

自立訓練（生活訓練）

事業所名	住所	電話番号
さくらの家	大垣市中野町 1 - 1 0	0 5 8 4 - 7 8 - 4 5 6 1
自立訓練（生活訓練）事業所 うかい	岐阜市洞 1 0 2 6	0 5 8 - 2 3 9 - 5 8 3 8

事業所名	住所	電話番号
はばたき	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168

短期入所

事業所名	住所	電話番号
グループホーム ほたるの里瑞穂	瑞穂市別府1242-2	058-322-8585

生活共同援助（グループホーム）

事業所名	住所	電話番号
グループホーム ほたるの里瑞穂	瑞穂市別府1242-2	058-322-8585

療養介護

事業所名	住所	電話番号
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	岐阜市長良1300-7	058-232-7755

宿泊型自立訓練（生活訓練）

事業所名	住所	電話番号
自立訓練（生活訓練）事業所 うかい	岐阜市洞1026	058-239-5838
はばたき	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168

児童発達支援

事業所名	住所	電話番号	種 別	
			福祉型	医療型
リトル☆スター	岐阜市寺田7-95	058-253-4141	○	
療育ルーム オーロラ	本巣市仏生寺13-1	058-320-3767	○	
Monkey Pod	岐阜市川部6-57-2	058-234-2861	○	
もとす広域連合療育医療施設 幼児療育センター	本巣市政田500-1	058-323-0584	○	
岐阜県立希望が丘 こども医療福祉センター 児童発達支援センターきらり	岐阜市則武1816-1	058-233-7121		○
NPO法人はびりす	大垣市内原1-168-1	0584-84-3800	○	
岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家	岐阜市長良1278-1	058-294-5757		○

放課後等デイサービス

事業所名	住所	電話番号
ヒューマンハート穂積	瑞穂市生津天王町1-47	058-227-7010
ヒューマンハート穂積 第2教室	瑞穂市生津天王町1-47-1	058-374-3195
ヒューマンハート穂積 第3教室	瑞穂市別府617-8	058-322-3290
ひまわり みづほ	瑞穂市十九条445-1	058-372-2165
ひだまり	瑞穂市十九条445-1	058-372-2185

保育所等訪問支援

事業所名	住所	電話番号
岐阜市福祉型児童発達支援センター みやこ園	岐阜市都通2-23	058-252-0460
COLORS大垣	大垣市領家町1-57	0584-71-9961
岐阜県立希望が丘 こども医療福祉センター 児童発達支援センターきらり	岐阜市則武1816-1	058-233-7121
サポートセンターつぼみ	岐阜市折立348-1	058-260-6663
一般社団法人それいゆ	岐阜市蔵前7-8-11	058-247-6761

障害児入所支援

事業所名	住所	電話番号	種 別	
			福祉型	医療型
岐阜県立希望が丘 こども医療福祉センター	岐阜市則武1816-1	058-233-7121		○
重症心身障がい児施設すこやか	岐阜市野一色4-6-1	058-246-1111		○
独立行政法人国立病院機構 長良医療センター	岐阜市長良1300-7	058-232-7755		○
岐阜県立ひまわりの丘第一学園	関市桐ヶ丘3-2	0575-23-2555	○	

相談支援

事業所名	住所	電話番号	種 別				
			身体	知的	精神	児童	難病
生活サポートはしま・ 相談支援センター	羽島市竹鼻町狐穴 3040-1	058-392-2800	○	○	○	○	
指定相談支援事業所うかい	岐阜市洞1026	058-239-5838			○		
障害者総合生活支援センター クロス	岐阜市平和通3-2-1	058-210-2078	○	○	○	○	
支援センターふなぶせ	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168		○	○		

移動支援

事業所名	住 所	電 話 番 号
陽だまりケアサービス	瑞穂市別府790-1	058-372-6606
訪問介護ステーションまごのて	岐阜市藪田中2-21-2	058-215-1837
花もも介護	本巣郡北方町高屋白木3-84	058-323-8340
ニチケアセンター大垣墨俣	大垣市墨俣町墨俣452-1	0584-62-1071
ニチケアセンター宇佐	岐阜市宇佐南4-16-8	058-268-6030
岐阜ヘルパー居宅介護サービス	岐阜市六条北4-5-11	058-276-2424
ファミリーサポート柳津	岐阜市柳津上佐波2-76	058-270-1388
もとす訪問介護ヘルパーセンター	本巣郡北方町北方3219-25	058-320-0331
ニチケアセンター和合	大垣市和合本町1-893	0584-83-0020
ジーバケアサービス	大垣市二葉町8-20	0584-78-0111
ヘルパーステーション絆	岐阜市守口町3-52-1 サンシティ市川201	058-201-6597
喜楽舎	羽島市竹鼻町狐穴719-1	058-393-3540
チェントロマンマ	大垣市南頬町1-70-3	0584-77-5200
とーたす	安八郡神戸町大字和泉45-1	0584-27-1077
特定非営利活動法人 障害者自立センターつかいぼう	岐阜市早田東町8-4-1 パセール長良103号	058-215-7374

事業所名	住所	電話番号
指定障害福祉サービス事業所きゅん	岐阜市石長町8-1	058-248-9360
ホームヘルパーサービスステーション クロス	岐阜市平和通3-2-1	058-210-2078
愛さんさん	岐阜市北一色4-2-13 宝海ビル102	058-249-1101
株式会社福祉の里 岐阜営業所	岐阜市水海道2丁目18番地20	058-259-3030
コスモス野一色	岐阜市野一色4-15-12	058-248-6059
ゆうゆう	岐阜市矢代3-18-14	058-215-1234
生活サポートはしま	羽島市下中町石田525	058-322-2088
岐阜県立ひまわりの丘 地域生活支援センター	関市桐ヶ丘3-2	0575-23-2551

地域活動支援センター

事業所名	住所	電話番号
地域活動支援センターうかい	岐阜市洞1026	058-239-5838
支援センターふなぶせ	岐阜市日野東4-10-18	058-245-8168

日中一時支援

事業所名	住所	電話番号	対象		
			身体	知的	児童
ひまわり	本巣郡北方町柱本南1-114	058-234-1386			○
岐阜県立みどり荘	岐阜市中西郷1-55	058-230-1611		○	○
岐阜県立希望が丘 こども医療福祉センター	岐阜市鷺山2563-57	058-233-7121			○
障がい福祉施設 こぼんだ	岐阜市鷺山北町8-20	058-215-6180	○	○	○
ひめゆりケア・ルーム	岐阜市則松1-24	058-293-9011	○	○	○
サポートセンターつぼみ	岐阜市折立348-1	058-260-6663			○
西濃向生園	揖斐郡大野町大字寺内623	0585-34-2723		○	○
西美濃の里	揖斐郡池田町小牛307-1	0585-44-0177		○	
あゆみの家	不破郡垂井町栗原2066-2	0584-22-4333		○	
伊自良苑	山県市藤倉84	0581-36-2175		○	○
あしたの会 自然の家	山県市大桑3512-1	0581-27-0030		○	○
岐阜県立ひまわりの丘 第一学園	関市桐ヶ丘3-2	0575-23-2555	○	○	○
夢んぼ	愛知県愛西市佐屋町堤西45-4	0567-25-5913			○

訪問入浴

事業所名	住所	電話番号	対象		
			身体	知的	児童
医療法人社団穂隆会	瑞穂市別府1297	058-327-0020	○		
ニチケアセンター宇佐	岐阜市宇佐南4-16-8	058-268-6030	○	○	○
アースサポート岐阜	岐阜市加納栄町通3-11	058-274-9511	○	○	○
アサヒクリーン 在宅介護センター岐阜	岐阜市吉野町3-10 SUN・PR INCESS 2階 202号	058-262-0311	○	○	○
アースサポート大垣	大垣市錦町72	0584-73-8411	○	○	○
訪問入浴ステーション ハーブ	大垣市新田町2-24-1	0584-89-7708	○	○	○
株式会社福祉の里 岐阜営業所	岐阜市水海道2-18-20	058-259-3030	○	○	○



平成30年1月発行

編集発行 瑞穂市障害者自立支援協議会

連絡先 瑞穂市役所福祉生活課

住所 岐阜県瑞穂市別府1288番地

電話 058-327-4123

ファックス 058-327-1566

「みずほししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい 瑞穂市障害者自立支援協議会」とは

障がいのあるかたが自立し、安心して暮らせるまちづくりをめざし、障がい者本人やその家族だけでなく、市内にあるボランティア団体や専門家、保健医療機関、学校、企業、事業者などが、知恵をしばる集まりです。